

構造的支配－権力パラダイムの方法論的立場(2)

坂 本 雅 則

キーワード

社会システムの因果的作用
商品関係の全面化
資本蓄積
構造的支配
経営過程
所有行為
意思決定
タイプ化された権力

目 次

はじめに

I Critical Realism とは何か

1. 存在論的前提；存在に関する三層領域
 - (1) 経験的实在論 (Empirical Realism)；
存在に関する二層領域論
 - (2) 超越論的实在論 (Transcendental
Realism)；存在に関する三層領域論
 - (3) 構造・力・メカニズム・傾向
2. 超越論的实在論の社会科学への適用
 - (1) 経験的实在論に依拠した社会理論
 - ① 下方還元モデル
 - ② 上方還元モデル
 - ③ 中間還元モデル
 - (2) 超越論的实在論に依拠した社会理論；
Critical Realism
 - ① 社会構造とその作用形態
 - ② 人間主体とその作用形態
 - ③ TMSA モデル

(以上まで前号)

II 構造的支配－権力パラダイムの優位性

1. 既存パラダイムの方法論的立場
 - (1) 法パラダイムにおける「所有と支配」
 - (2) 組織パラダイムにおける「所有と支配」

(3) 両パラダイムの限界点と既存パラダイムの方法論的立場

- ① 類型Ⅰ；小規模個人企業段階の企業（株式会社化以前）
- ② 類型Ⅱ；株式が集中している段階の企業（大株主の存在）
- ③ 類型Ⅲ；株式が分散化した段階の企業（人格的主体の消滅）
- ④ 類型Ⅳ；株式が再集中した段階の企業

(大株主としての機関株主／法人株主の存在)

(4) 既存パラダイムの方法論的立場

2. 構造的支配－権力パラダイムの方法論的立場

(1) 「構造的支配」の存在形態

- ① 社会システムの因果的作用と生産関係
- ② 商品関係の全面化と必要条件としての資本蓄積

(2) 「構造的支配」の作用形態

- ① 商品諸関係総体と経営過程
- ② 「構造的支配」の形態変化

(3) 人間主体の作用形態；「所有」「意思決定」「タイプ化された権力」

- ① 「所有」概念の再考
- ② 「意思決定」概念の導入
- ③ 「タイプ化された権力」概念の導入；権力の重層的決定関係

(4) 構造的支配－権力パラダイムにおける「所有と支配」

おわりに

(以上本号)

II 構造的支配—権力パラダイムの優位性

本章では、前章で概説したERとCRとの関係を利用しつつ、それらが企業支配論における既存パラダイムと構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場とどういう相関性を持つのかということについて吟味したいと思う。

1. 既存パラダイムの方法論的立場

従来の企業支配論は「所有と支配」と表現されるように、「所有事象」と「支配事象」との事象的連動性を議論するものであった。本節では、まず、各パラダイムが「所有事象」によってどのような内容を意味させ、「支配事象」を説明しているのかを概説する。そして次に、二つの既存パラダイムの分析力と限界点を指摘し、最後に、限界点が発生する原因と既存パラダイムが依拠している方法論的立場との相関性を指摘する。

(1) 法パラダイム¹⁾における「所有と支配」

法パラダイムにおける「所有事象」とは「法律的所有権（その派生形態である株式所有権）」を意味し、「所有権」に「支配」の理論的根拠を置いていた。近代的な意味でいう「所有権」概念をそのまま受け入れているわけであるから、常識的な立場だと言えるだろう。

説明論理としては、「株式が分散化すると、「支配力（Power）」の付随する対象がなくなり、経営者に移動する」となる。また、何らかの条件によって、所有権に一定の凝集性が回復する

と、「所有権者が支配力を回復する」ようになる。いずれにせよ、「所有事象」=「所有権」であることにはかわりはないわけであるから、当該企業の法律的所有権（その派生形態としての株式所有権）の存在形態に応じて、付随する「支配事象」の形態が変動すると考えるわけである。

以上のことより、法パラダイムにおいては、「所有権という事象」と「支配という事象」との規則的連動性が前提化されている。

(2) 組織パラダイム²⁾における「所有と支配」

組織パラダイムにおける「所有事象」とは、法律的所有権ではなく、「実質的所有」=「排他的占有」を意味し、経営体ないしそこに内在する組織体の「戦略的地位」に「支配」の理論的根拠を置いていた。

説明論理としては、経営体の大規模化と複雑化を背景に、「戦略的地位を排他的に占有する主体が支配者になる」と考えるのである。「所有事象」=「戦略的地位の排他的占有」であるから、当該企業の「戦略的地位」の存在形態に応じて、付随する「支配事象」の形態が変動すると考えるわけである。

以上のことより、組織パラダイムにおいては、「戦略的地位という事象」と「支配という事象」との規則的連動性が前提化されているわけである。

(3) 既存パラダイムの分析力と限界点

上記で見たとおり、従来の企業支配論では、「株式の分散」と「経営構造の量的・質的複雑さ」という事象が重要な論点となっていることがわかる。すなわち、大規模化した公開株式会社を前提に議論をするわけであるが、現実には様々な規模・形態の企業が存在する。そこで、

1) 既存パラダイムの分類基準は「支配事象を説明するときの論理」と設定している。したがって、バーリ=ミーンズを嚆矢とする、いわゆる経営者支配肯定論者（ラーナー・ブランバーグなど）だけでなく、経営者支配否定論者（=所有者支配）であるパーロ・バーチ・フィッチ=オープンハイマー・コッツ・スコット・ミンツ=シュワルツなども、「所有事象」としての「法律的所有権」を根拠にしていることにはかわりはないわけであるから、法パラダイムに分類される。その他の論者の分類は拙稿『企業支配論の新展開(1)』龍谷大学経営学論集第43巻第3/4号、2004年、16-18頁を参照してほしい。

2) 代表的論者としてはバーナム・ゴードン・ガルブレイスなどが挙げられるが、このパラダイムに属する最も精緻かつ洗練された論理を提示しているのはハーマンだろう。Edward Herman, *Corporate control, corporate power*, Cambridge University Press, 1981において「制約された経営者支配」を提示している。

4つのタイプの企業を想定してみる。

①類型Ⅰ；小規模個人企業段階の企業（株式会社化以前³⁾）

この類型は、所有経営者である「個人資本家」が存在する段階の企業である。従来の企業支配論においては自明であると考えられており、「所有と支配」など問題にならないと考えられている。法パラダイムでは、所有経営者の所有権者という側面を根拠に、所有権者としての資本家が支配力を行使すると想定するし、組織パラダイムでは、所有経営者の経営者的側面を根拠に、戦略的地位の占有者としての資本家が支配力を行使すると想定することになる。

②類型Ⅱ；株式が集中している段階の企業（大株主の存在）

この類型は、株式会社化しているが、分散化しておらず大株主が存在する段階の企業である。法パラダイムでは多くの株式を持つ大株主が株主総会を通じて取締役の選任権を確保していると想定するし、組織パラダイムでは戦略的地位の占有者としての経営者⁴⁾が支配力を行使すると想定することになる。

③類型Ⅲ；株式が分散化した段階の企業（人格的主体の消滅）

この類型は、株式会社化した上で、株式が分散化してしまい、ある特定の属人的株主が消滅してしまっているような段階の企業である。法パラダイムでは、株式所有権者の属人性が消失することで、行き場のなくなった「支配力」を経営者が握るというわけである。株式の分散が起きるということは、資金調達額が巨額になり、経営構造が量的にしも質的にも複雑化することを意味するわけであるから、組織パラダイムにとっても重要な論点であり、複雑化した経営構

造における戦略的地位の占有者である経営者が支配力を行使すると想定されることになる。

④類型Ⅳ；株式が再集中した段階の企業（大株主としての機関株主／法人株主の存在）

戦後において顕著になる傾向として、株式の金融機関への集中化⁵⁾や敵対的買収を阻止することを意図した相互持合⁶⁾が挙げられる。法パラダイムの観点からすれば、このような株主の機関化 or 法人化現象は株式の再集中化を意味する。これは金融（機関）支配論や法人資本主義論や組織社会論とそれに伴う経営者支配論が出てくる根拠となる事象である。他方、組織パラダイムにおいては、複雑化した経営構造における戦略的地位の占有者である専門経営者が支配力を行使すると想定される。

最後に、これまでの類型をまとめておくと、以下のようなになるだろう。

第1表

	法パラダイム	組織パラダイム
類型Ⅰ	法律的所有権者としての資本家	戦略的地位占有者としての資本家
類型Ⅱ	株式所有権者としての大株主	戦略的地位占有者としての経営者
類型Ⅲ	株式所有権者不在による経営者	戦略的地位占有者としての経営者
類型Ⅳ	株式所有権者としての機関ないし法人 ⁷⁾	戦略的地位占有者としての経営者

5) いわゆる「株式の機関化現象」である。

6) 戦後日本における資本の自由化に伴って、この現象はいつそう顕著になったことは周知の事実である。いわゆる「法人化現象」である。

7) 株式所有権を独立変数にすることによる不具合がここで象徴的に出てくる。つまり、事象として、機関 or 法人が株式所有権者となる現実が生まれるわけだが、では、機関 or 法人の「支配者」は誰なのかという議論が出てこざるを得ないわけである。この論理の延長線上にあるのが、いわゆる「社長会」の議論となる。すなわち、機関 or 法人に大株主がいればその主体が支配者になるし、もしなければ、株主不在ということで（類型Ⅲノ

3) 当然、合名会社・合資会社・有限会社も株式会社以前の会社形態であるが、議論を単純化するためにここでは無視することとする。

4) 大株主であることも専門経営者であることも両方考えられうるが、組織パラダイムの場合、そのような所有権に関する事象ではなく、戦略的地位に力点を置いている。したがって、単に「経営者」と表現することにする。

また、拙稿⁸⁾で指摘した通り、両パラダイムには様々な限界点を指摘できた。そこで、法パラダイムにおいて、所有権者が保有している権力が多くの主体に「委譲」されると拡大解釈してみたり、組織パラダイムにおいて、意思決定概念を戦略的なことだけに限定しないことで、企業内の様々な管理階層や他企業、消費者等まで含めて拡大解釈してみれば、限界点はそれなりに解消できた。

しかし、両パラダイムに共通する決定的な限界点として、次のようなことがあった。すなわち、「なぜ、どういう根拠で当該の主体が（当該タイプの）権力を行使できるのか」ということが説明できないわけである。そして、その限界点を生み出す原因に大きく関連しているのが、既存パラダイムが意識的にしろ無意識的にしろ依拠している存在論的前提なのである。

(4) 既存パラダイムの方法論的立場

これまでの叙述と第1表を見てもらえばわかるとおり、法パラダイムであれば「所有権という事象(A)」と「支配という事象(B)」との規則的な連動性を、組織パラダイムでは「戦略的地位という事象(A')」と「支配という事象(B')」との規則的な連動性を前提にしている。すなわち、「事象Aが起きれば、必ず事象Bが起きる」という説明様式を採用しており、前稿において指摘した、典型的なER(Empirical Realism)の立場がここに表出していると考えることができる。

したがって、ERと同様の問題点が出てくる。具体的に言えば、既存パラダイムも事象間の規則的な連動性を議論するわけだが、筆者が行った事例研究⁹⁾でも明らかになったように、そのよ

うな連動性があるときもあればないときもあり、とても「恒常的規則性」と呼べるものではなかったのである。

また、たとえ事象間の連動性が一時的にせよ規則的であった場合でも、これもERと同様、既存パラダイムは、存在論的前提として、実在的領域が想定されていない。したがって、「なぜ、その連動性が起きているのか」「その連動の背後で作動しているメカニズムは何か」といった問題自体、問われることがないわけである。まさにこの問いこそが、先ほど述べた両者に共通する決定的に重要な限界点なのである。

2. 構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場

では、構造的支配—権力パラダイムはどのような方法論的立場に依拠していると言えるのだろうか。一連の拙稿の論理展開の方法を見てもらえばわかるが、既存パラダイムの良質な点と限界点の両方を析出させ、前者を保存しつつ、後者を乗り越えるための枠組みとして、構造的支配—権力パラダイムは考え出されたものであった。しかし、直接的に方法論を意識しながら、説明がなされたわけではない（また、その必要もない）。そこで、第2節では、CRという方法論を意識しつつ、構造的支配—権力パラダイムをより精緻に説明したいと思う。

(1) 「構造的支配」の存在形態

① 社会システムの因果的作用と生産関係

前稿で述べた通り、CRにおける「社会構造」は一つだけを想定しているわけではない。多くの社会構造の総称である。すなわち、様々な社会構造の「潜在的な力」と人間主体の「潜在的な力」との結合によって形態変化した「作用する力」の重層的絡み合いで、さらに「現実化した力」に形態変化するものであった。

では、どの「社会構造」も単に並列しているだけなのだろうか。もしそうだとすれば、各社会構造の「潜在的な力」は同等に人間主体に作用するだけとなるし、そもそも「各社会構造が保有する潜在的な力の特質」を規定できないことになる。この「特質」を規定するためには、

、が応用される)、機関 or 法人の経営者ということに論理的になるわけである。

8) 拙稿「企業支配論の新展開(2)」『龍谷大学経営学論集』第44巻1号、2004年、67-68頁で詳説されている。参照してほしい。

9) 拙著『企業における支配権力の重層的決定関係』関西学院大学出版会、2002の第2部・第3部・第4部で、詳細な事例研究を行っている。参照してほしい。

「各社会構造をそれ自体独自なものにしている社会関係が一体何であるのか」という議論をする必要性がある。

前稿で説明した CR において、「時間的契機」が重視されてはいるものの、直接の研究対象が方法論であることも影響して、各社会構造が持つ「歴史的特質」に関する議論はほとんど出てこなかった¹⁰⁾。先ほど述べたように、この「歴史的特質」を考察するには、「各社会構造と人間主体とが総体として形成している社会システム」の因果的な作用（潜在的な力）を考慮しなければならない。人類学等の研究成果からいえることは、社会システムにおける各「社会構造」の因果的作用を作用させる関係こそが「生産関係」なのである。なお、ここでいう「生産関係」とは「自らの経営諸資源を、他者に対して排他的に管理することを可能にさせるような関係の総体」と考えており、より具体的には¹¹⁾、

- 1) 生産資源と生産条件とのコントロールに立ち入る社会形態を規定すること
 - 2) 社会的労働過程の展開を組織化し、この過程に社会成員を配置すること
 - 3) 個人的・集团的労働生産物の流通と分配の社会形態を規定すること
- を指している。

構造的支配—権力パラダイムにおける「構造的支配」とは、ここまで話してきた「歴史的特質」「社会システムの因果的作用」のことを指していることがわかるだろう。すなわち、構造的支配—権力パラダイムでは、まず、経済人類学（特にフランス系）等の成果を考慮する

ことで、人類史における社会システムは即時収益システム (IRS)¹²⁾と遅延収益システム (LRS)¹³⁾とに類型化され、システムの形態差として、LRS では構成員間に権力格差が生じていることを認めていた。そして、「事象レベルで生じる権力格差」を社会システムにおいて生じさせた規定的要因は、リトロダクションを使って分析すると、二つの社会システムにおける「生産諸関係総体の形態差」¹⁴⁾にあったと考えたわけである。

こうして、「生産関係」がどういう「社会関係」と結びつき、そのことで「生産諸関係の総体」が、全体としてどのような因果的作用（潜在的な力）を社会システムの特性として作用させるのかということを考慮すれば、各社会構造が保有する「歴史的特質」を明確にできるわけである。すなわち、「構造的支配」というのは、構造的支配を構成する各「社会構造」に特殊な「潜在的な力」を保持させるような生産諸関係の総体を表現しているのである。

以上のことから、構造的支配—権力パラダイムにおける「権力分析」は、既存パラダイムのようにいきなり「事象的領域における権力」の絡み合いを説明するのではなく、「実在的領域

10) CR の議論は方法論を直接的に対象としているのであり、「歴史的特質」の議論が出てくる必要もなければ、出てくるはずもない。「特質」の議論は、より具体的な研究対象に合わせて、各「社会構造」が持つ特殊性を作用させる「関係」を、各研究者が個別に設定する問題だといえる。

11) モーリス・ゴドリエ（山内昶訳）『観念と物質：思考・経済・社会』法政大学出版局、1986年、22頁から引用した。また同「生産様式・親族関係・人口構造」（山崎カヲル編『マルクス主義と経済人類学』柘植書房、1980年所収）185頁も参照した。

12) 大地に労働を投下して直接的に自然物を獲得し、即時に消費することで経済的循環運動を行うシステムと定義され、時間的には人類史の99.9%を占めている。James Woodburn "African Hunter-Gatherer Social Organization" in *History, Evolution and Social change*, edited by Tim Ingold, David Riches, James Woodburn, St. Martin's Press, 1988, p. 32. を参照。具体的にはハドザ社会・ムブティピグミー・クン族などが想定される。

13) 人類史の残りの0.1%を占めるシステムであり、一般的には、自然に労働を投下した上で獲得した社会的剰余の一部を蓄積し、次期以降に再投下することで経済的循環運動を行うシステムと定義される。このシステムでは土地はすでに労働手段になっている。クロード・メイヤス（川田順造・原口武彦訳）『家族制共同体の理論：経済人類学の課題』筑摩書房、1977年、72-77頁や James Woodburn, *ibid.*, pp. 32-33 を参照せよ。

14) 拙稿、前掲論文(2)73-76頁で詳説しているので、参照してほしい。

における構造的支配（社会システムの因果的作用）」を存在論的に設定し、その「潜在的な力」も必要条件として理論化されるのである。そして、生産関係（因果的作用）を必要条件として利用する人間主体が、自らの持つ「潜在的な力」と具体的に結合し、潜在的な力の形態変化した「作用する力」の重層的絡み合いのメカニズム¹⁵⁾を明らかにすることができるのである。

②商品関係の全面化と必要条件としての資本蓄積

前項までの議論では、人類史という時間的設定をした上で、二つの社会システムの再生産形態を比較分析し、その形態差を生み出す規定要因である「生産関係」を指摘したに過ぎない。つまり、このままでは遅延収益システムが持つ因果的作用分析でしかないわけである。現代における社会システムも遅延収益システムの一形態であることには変わらないが、どういう「特殊な性質」を持っているのだろうか。現代における特殊な社会システム内で起きる権力の重層的絡み合いのメカニズムはどのようなものだろうか。このことを吟味するには、先ほど指摘した「生産諸関係」の具体的な形態を分析しなければならない。そこで、現代における社会システムにおいて、「生産関係」を具体的に担う「社会関係」を考えてみることにする。

まず、1)についてであるが、現代社会システムにおける「生産資源と生産条件」は、労働手段にしろ労働対象にしろいずれも「商品」として存在し、それを「コントロール」するには、「商品関係」を利用せざるを得ない。すなわち、経営資源を獲得するには「商品関係」を必要条件にせざるを得ないわけである。

次に、2)についてであるが、現代の社会シス

テムにおいて「社会的労働過程の展開と組織化」をするには、「労働手段・労働力・労働対象」いずれも商品化していることから、「商品関係」を通じて獲得し、「組織化」しなければならない。

さらに、3)であるが、現代社会システムにおける「個人的・集団的労働生産物」は、「商品」として、「商品関係」を通じて「流通・分配」される形態をとる。すべての企業は、生産物を「販売」するために生産しているのであり、「生産」することは手段となっている。

そして最後に、経営資源としての「生産資源」「生産条件」「労働力」を「商品関係」を通じて獲得するということは、それらが売買の対象となっているということであり、「貨幣」を通じて購入できるという条件を前提にしている。そして、その貨幣も「商品関係」を通じて獲得される。

以上のことより、現代における社会システムにおいて、一定の生産活動をしようと思うと、様々な「商品関係」を通じてしか実現できないことがわかる。このように、商品関係が全面化してしまい、一定の生産活動の成立が商品関係に依存するようになると、社会システムが「ある特殊な因果的作用」を作動させることになる。すなわち、あらゆる企業が商品関係を通じた経営資源の獲得を強制させられるという条件は、各企業が競争関係に置かれていることを意味し、当該の企業は、投下されている投下資本を増殖・蓄積することを目的化し、生産活動を手段化させられてしまうという必要条件が課されることを意味する。いわば、資本制社会システムにおける諸組織は、生産関係である商品関係の全面化が強要する機能的諸関係によって結びつけられているのである¹⁶⁾。

15) ここでは「結合する」とだけ表現しているが、前稿での議論をふまえて、両者の結合形態を言うと、生産関係（CRでいう「社会構造」）が持つ「潜在的な力」は「物質因」であり、構成員（CRでいう「人間主体」）の「潜在的な力」は「動力因」として「結合」し、「作用する力」へ形態変化するわけである。

16) ジョナサン・フリードマン「マルクス主義・構造主義・俗流唯物論」（山崎カヲル編『マルクス主義と経済人類学』柘植書房、1980年所収）134頁を参照した。

(2) 「構造的支配」の作用形態

前項では、社会システムの抽象レベルに議論を意図的に限定することで、現代における社会システムの因果的作用を析出させた。本項では、構造的支配が持つ「潜在的な力」が、企業においてどのような形態で「具体的に」作用するのかということに、議論を限定する。つまり、前項で議論した商品関係の全面化に伴う社会システムが持つ必要条件としての資本蓄積を前提にしつつ、企業において、構造的支配がどのように作用しているのかを吟味するために、商品諸関係の総体をさらに具体化してみるわけである。なお、人間主体の「潜在的な力」については次節で説明される。決して無視しているわけではない。

①商品諸関係総体と経営過程

ここでCRの立場の有効性が出てくる。CRの立場（第一の特徴）は、経営現象が起きる「背後」に視点をずらして（リトロダクション）、実在的領域に着目するのであった。すなわち、人間主体が持つ選択力・意思決定力という「潜在的な力」は当然として、それを可能にさせるような「関係・構造」の因果的な作用にも「必要条件」として着目するのである。

経営活動にとっての「先行する社会構造」とはPhase1からPhase5までの各市場における「競争・独占構造」であり、各社会構造をそれぞれ独自のものになっているのが、各市場における具体的な「商品関係」である。労働対象・労働手段・労働力の購入にしる、労働生産物の販売にしる、一連の「経営過程」を成り立たせるための資金調達にしる、すべては「各市場の競争・独占構造」「商品関係」の因果的作用を「必要条件」として利用して構造化されるのである¹⁷⁾。

17) 当たり前であるが、ここで使っている「社会構造」は、CRの説明箇所を使った意味であって、一般的に使われる「実体化された(reified)構造」ではない。すなわち、ここでの「社会構造」は実在的領域での話であるし、人間主体を通じて、その「効果・結果」を感知する以外ないし、因

まず、Phase1における「貨幣商品」の調達形態は、株式市場・債券市場・貸出市場・内部資金等が考えられわけだが、調達する当該企業とは別個に、各市場には様々な活動主体（具体的に金融機関・株主・資金拠出者等）が競争関係の中で存在する。すなわち、このような金融市場における「先行する社会構造」を必要条件として、貨幣商品を「特定の商品関係」を通じて調達せざるを得ない。

次に、Phase2であるが、理論経済学が想定するような完全情報を基礎にした契約などあり得るはずもなく¹⁸⁾、当該企業はある特定の競争・独占構造を持つ購買市場という「先行する社会構造」を必要条件として、製造手段という商品を「特定の商品関係」を通じて購買せざるを得ない。

製造手段を購入しても、それらが勝手に動いて結合するわけでは当然ないわけだから、経営資源が結合するのを具体的に担う人間主体を「労働力商品」として調達し、組織化することで、売るための商品を製造しなければならない。こうして、Phase3として、労働市場の流動性・労働者の意識・社会習慣・雇用慣行等の「先行する社会構造」を必要条件として、労働力という商品を「特定の商品関係」を通じて、調達せざるを得ないことがわかる。

さらに、製造された「商品」は販売できなければ「商品」ではない。こうして、Phase4として、販売市場における競争・独占構造や消費者の意識等という「先行する社会構造」を必要条件として、製造した商品を「特定の商品関係」を通じて販売する。

果関係としては「INUS条件」を満たしている。

詳しくは、拙稿「構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場(1)」『龍谷大学経営学論集』第44巻第3号、2004年を参照してほしい。

18) いわゆる「限定合理性」をたとえ考慮したとしても事情は変わらない。ここで問題になっているのは、「どういう意味で」限定されているのかであり、その核心を述べなければ、「構造が内在化させている因果的作用」の中身は消去され、方法論的個人主義に陥らざるを得ないと思われる。

最後に、Phase5 であるが、株主の配当性向・金融市場の競争状況・国家の政策等という「先行する社会構造」を必要条件として、「特定の商品関係」を通じて分配される。

以上のように、いわゆる各経営過程というのは、「商品関係の全面化が強要する機能的関係」によって生成し、結びつけられていることがわかる。

②「構造的支配」の形態変化

これまでの議論からわかったように、「商品諸関係総体」の作用は、具体的には経営過程として表出し、Phase1 から Phase5 はそれぞれ特定の市場構造と商品関係を通じて形成されることがわかった。

拙稿¹⁹⁾において、構造的支配—権力パラダイムにおける「構造的支配」概念は「生産諸関係総体」と定義していたが、さらに具体的に述べれば、経営諸過程形成上、その背後にあって必要条件としての作用する「特定市場諸構造（各「社会構造」）の総体」を意味するわけである。各「社会構造」は、当該の内在化させている特定の商品関係（競争関係）が持つ「潜在的な力」を保持しており、当該企業に「必要条件」として作用する。

このように、経営過程が形成される上での商品関係を考えた時、前稿で示した「社会構造」の第一の特徴を満たしている。CR では社会構造と人間主体との関係を考えると、「存在論的隙間（ontological hiatus）」が想定されており、あらかじめ時間的に「先行して形成されている社会構造」が考察されるのであった。すなわち、どのような企業でも、経営過程を形態形成させる上で、多くの市場・競争構造における商品関係を利用せざるを得ないわけだったが、まさにこれは、CR でいう「先行する社会構造」に相当する。

さらに、CR でいう「社会構造」の第二の特徴であった、「人間主体への依存性」も満たしている。すなわち、「先行する社会構造」であ

る市場・競争構造は直接的に企業に析出されるわけではない。ある特定の人間主体間の商品関係を通じた商品交換を通じてしか析出しない。いわゆる物象化の議論は、この第二の特徴である「社会構造の主体依存性」を表現したものであると言えるだろう。市場構造・商品関係としての社会構造は直接的にそれ自体が実在性を表出させるのではなく（perceptual criterion）、社会構造が持つ「因果的作用の効果／結果」が「人間主体」を通じて表出されることを感知すること（causal criterion）によって、その実在性を証明する。存在論的に実在的領域を設定することで、人間主体の意思決定の中に、社会システムの因果的作用の効果・結果の表出を見ることができるようになるのである。「動力因」として作用するわけではないが、「物質因」として「潜在的な力」を保持し、ある特定の人間主体の「潜在的な力」と合成されて「作用する力」に形態変化し、当該企業に作用するわけである。

こうして、社会構造の「潜在的な力」が「作用する力」に形態変化するには「人間主体」の「潜在的な力」が必要となってくることがわかる。経営諸過程を考えた時、多くの人間主体の活動体系である「経営組織」や「経営管理」とは「潜在的な力」の「作用する力」への形態変化を媒介する人間主体の諸活動の一つの契機であるといえる。

(3) 人間主体の作用形態；「所有」「意思決定」「タイプ化された権力」概念の導入

ここまで、「構造的支配」の存在形態と作用形態を見てきた。そして、「社会構造」の「時間的先行性」と「主体依存性」という特徴を指摘した。すなわち、「質料因（material cause）」としての社会構造の因果的作用（潜在的な力）は時間的に先行するが、「動力因（efficient cause）」としての人間主体の選択力・意思決定力（潜在的な力）との合成によって、「作用する力」として形態変化させられた状態でしか、発現できないわけである²⁰⁾。Phase1 の資金調

19) 拙稿、前掲論文(2)75頁を参照せよ。

20) いわゆる個別資本説のほとんどは「資本運ノ

達過程から Phase5 までのいわゆる経営諸過程の生成・形態変形は、当該企業が置かれている各「社会構造」としての各「市場構造」が持つ「潜在的な力」と当該企業に集まる人間主体の「潜在的な力」とが合成することで形態変化した「作用する力」の生成・変形形態なのであった。

このように、「構造的支配」の持つ「潜在的な力」が形態変形していくメカニズムをより精緻に解明するには、選択・意思決定する人間主体の「潜在的な力」の絡み合いを具体的に概念化しておかなければならないわけである。本節ではそのための作業を、必要な媒介概念を提示していきながら行う。

①「所有」概念の再考

既述した通り、既存パラダイムの「所有」概念は、法パラダイムの場合であれば「所有権」を、組織パラダイムの場合であれば「戦略的地位の排他的占有」を意味した。筆者自身の行った事例研究でも確認できたことであるが、法パラダイムであれば、所有権者が「支配力」を行使している時もあればそうでない時もあるというものだったし、組織パラダイムであれば、戦

略的地位の占有者以外の「権力」行使を概念化できなかった。そして、両者の立場を拡大解釈しても、「なぜ、どういう根拠で当該の主体が当該の権力を行使できるのか」という共通の捕捉できない重要な論点があった。これらは、「事象的領域」における「規則的連動性」という、ER の立場特有の限界なのであり、そのような概念構成であるからである。すなわち、CR の立場で、「実在的領域」を想定し、概念構成すれば、限界点を乗り越えられると言える。

そこで、実在的領域で作動しているメカニズムを把握できるように、所有概念も再構成されなければならないわけであるが、これまでの「所有論」に関する議論の到達点をみておくと、人類学のピヨン、社会学における吉田民人とそれを経営学に応用している片岡信之が有効であると言える。

まず、吉田は「ある個人もしくは集团的主体がある客体に対して他の主体から制約されずに自律的にある関係行為をなし得る関係」²¹⁾として、「可能態」としての「所有」を定義し、その「現実態」として「管理」を定義したうえで、所有主体・所有対象・所有内容（意思決定）という分析枠組みを提起している。従来の非常に狭い意味での「所有」概念とは違い、包括的で分析的枠組みとしても有効である。ただ、企業における権力分析という観点からいうと、彼の「所有」概念にある「自律的に」という指摘をどのように解釈するかということが重要になる。すなわち、彼の所有概念では、企業において、ある所有対象が「どういう関係を通じて」結合するのかということが明確にならないために、所有主体の意思決定を通じて、所有対象が時間的にも空間的にも連続的に結合することの指摘だけに終わらざるを得ないわけである。但し、彼はあくまで社会理論としての所有一般論を展開しているのであって、企業における権力論の展開を意図しているわけではな

「動」を「構造的規定性」と捉え、それが貫徹していると考えているだろうが（それはそれで良いとして）、その指摘だけでは、いわゆる構造主義的な決定論（determinism）に陥ってしまうか（「資本運動が全てを支配する」という説明方式）、「組織や管理」を「資本運動という構造」とは違う「技術的過程」や「使用価値過程」などと捉えてしまい、従来の経営学となんら変わらない立場に転化してしまう。問題は、「構造」と「主体」が「どういうメカニズム」で絡み合い、それを「どういう媒介」概念で構成するかである。CR と構造的支配—権力パラダイムはその一つの試みである。なお、個別資本説の学説においても、片岡信之の「生産諸関係」説（片岡信之『経営経済学の基礎理論』千倉書房、1973年）は企業レベルにおいても「生産諸関係」が存在することを認め、従来の経営学説も包括できる視角を提起している。そういう意味で、片岡説は大いに評価されるべきであろうし、ここでの批判は当てはまらないだろう。なお、CR を利用した個別資本説に関する学説批判は今後の課題であると考えている。

21) 吉田民人『主体性と所有構造の理論』東京大学出版会、1991年、300頁から引用。

いから、致し方ない側面がある。

次に、片岡は吉田の議論を基本的に認めつつ、経営学研究に利用しようとする。すなわち、「所有」を「人間が外界の自然（再生産の諸条件）に対して持つ占有・使用・処分といった包括的支配（意思的支配＝能動的獲得行為）」「特定の社会形態のもとで、それを媒介にして自然を獲得することであり、そのことで人が物に対して自己の物として関係行為を持つこと」²²⁾と定義することで、「所有」を「所有的所有」と「管理的所有」とから構成されると重層的に捉えている。「所有」概念の中に「管理」概念を包括させることで、従来の所有論だけでなく、経営（管理）学をも所有論として展開しようというわけである。片岡の所有概念も法パラダイムと組織パラダイムのそれを包括した定義になっている。さらに、所有（行為）＝支配となっていることで、「管理」に「支配」という側面があることを暗に示している。そういう意味では、吉田よりも、権力関係が意識されているが、十分な展開がなされているとは言えない。すなわち、片岡の定義でいう「特定の社会形態」がどのような内容であるのかということが重要となる。この点が明確にされていないことで、吉田同様、多くの所有行為が時空的に連続的につながっているという指摘に終わらざるを得ないわけである。但し、片岡の場合も、あくまで「所有論」を展開しているのであって、企業における権力論を直接的に意図しているわけではないから、致し方ないと言える。

吉田・片岡両者の所有論をピヨンのにまとめようと、「直接的生産者をさまざまな部署に割り当て、生産手段への立ち入りを統制する能力のなか、労働過程の統制と監督、生産物の配分、流通、消費の社会的制御のなかで、領有（「所有」を意味—坂本）は一つの過程として発展してくる。所有を研究することは…（中略—坂本）…生産、流通、消費といった社会的過程

全体とそれに基づく社会関係」²³⁾であると表現できる。

いずれの論者も、従来の「所有」概念を拡大させて、「関係行為」「過程」と捉えている、既存パラダイムの「所有」概念とここで掲げた3人のそれを比較すれば一目瞭然であるが、前者は後者の一部を捉えたものであると評価できるだろう。そういう意味で、既存パラダイムの所有概念の有効点は取り込まれた概念構成になっていると言える。

②「意思決定」概念の導入

①のように「所有」概念が再考されると、様々な人間主体の選択力・意思決定力という「潜在的な力」が理論化されることになる。しかし、このままでは、所有主体を通じた所有対象がただ単に連続しているだけであった。

そこで、「意思決定」概念として、「認知情報を指令情報に変換するプロセス」すなわち「現状についての認知情報、認知された現状についての評価情報、現状において代替可能ないくつかの指令情報（行動しないという指令情報も含めて）、各指令情報がもたらす結果についての評価情報、そして何らかの決定ルールないし選択原理を前提にして、一定の指令情報を選択するプロセス」²⁴⁾を採用することで、企業内のいわゆる戦略的・管理的・業務的な人間主体の意思決定だけでなく、企業外の人間主体の意思決定をも取り込み、企業に関わる様々な人間主体の「潜在的な力」が捕捉できるようになる。

こうして、①で獲得された「所有行為」「過程」がより明確に「分節化」されることになるが、このままでは「所有」間・「意思決定」間の比重問題—既存パラダイム共通の限界—を解消できない。そこで、「タイプ化された権力」概念が導入される。

③「タイプ化された権力」概念の導入；権力の

22) 片岡信之『現代企業における所有と支配』白桃書房、1992年、14頁から引用。

23) ピヨン「生産様式の規定」（フランソワ・ピヨン編（山内昶訳）『経済人類学の現在』法政大学出版局、1984年所収）101-102頁から引用。

24) 吉田民人『情報と自己組織性の理論』東京大学出版会、1990年、121頁から引用。

重層的決定関係

前稿で述べたように、CRにおいては「構造と主体」との関係性をTMSAモデルとして提示していた。そして、社会構造がINUS条件²⁵⁾を満たしていることが、このモデルの核心部分であるといえるだろう。構造的支配—権力パラダイムでは多くの市場・独占構造と商品関係が「社会構造」に相当するわけだが、それは人間主体にどのように作用しているのだろうか。また、その作用形態を解明するにはどのような媒介概念を導入しなければならないだろうか。

「社会構造」は自発的に作動するわけではなく、「人間主体」を通じて、自らの保有する「潜在的な力」を作用させるのと同様、「人間主体」は「先行する社会構造」を必要条件として利用して、活動・行為し、自らの保有する「潜在的な力」を作動させる。すなわち、人間主体の具体的行為の中に「社会構造」が実現しているわけである。

企業における権力構造を考える上では、具体的にどうなのかといえ、これまでの「社会構造」の総体である「構造的支配」概念と人間主体に相当するであろう「所有」「意志決定」概念とを考えたとき、ここで掲げる「タイプ化された権力」概念を導入することが必要になる。以下のような「タイプ化された権力」概念を導入することで、分節化された所有行為を構成する意思決定間に「比重」があることが解明されるからである。

「タイプ化された権力」概念は、Weberの有名な「社会的行為において、一人の人間、あるいは多数の人々がその行為に参加している他者の抵抗を押し切ってまでも自分自身の意志を実現できる見込み」²⁶⁾という「権力」の一般的

定義を、Murphyが洗練化させ、展開している。「命令権力 (power to command) : 所与の特定の内容を備えた命令が、所与の人々によって遵守される可能性」「制約権力 (power to constrain) : 他者に行為を直接命令することなしに、自らの利益を追求することによって他者の行為を制約することができる、ある単位が持つ能力」「収益権力 (power to profit from) : 自らの目標を実現するために他者の自律的な行為から利益を得ることができる、ある単位が持つ能力」²⁷⁾を利用し、以下のように定義する。

司令的支配権力

当該企業における資本蓄積 (構造的支配) が達成されるよう、直接的に発せられる、ある単位が持つ能力

制約的支配権力

司令的支配権力が行使される前になされる意思決定における認知情報に介入することで、行使される命令情報の選択可能性を制約する、ある単位が持つ能力

収益的支配権力

直接的に介入せず、自律的になされる司令的支配権力の行使の結果から、収益を獲得することができる、ある単位が持つ能力

ここで定義された内容を見てもらえばわかるが、WeberやMurphyと違い、「タイプ化された権力」概念には「構造的支配」概念が加味されている。すなわち、「人間主体」に対して、質料因として作用している「社会構造」が加味された上での権力概念となっていることが読み取れる²⁸⁾。

25) 「因果的作用を保持する」とは、その存在自体が力を保持している場合だけでなく、「ある特定の社会事象の生成・出現にとっては十分条件となっているような諸条件うち、必要条件の部分」も含まれる。前稿の最後を参照してほしい。

26) マックス・ウェーバー (清水幾多郎訳) 『社会学の根本概念』岩波文庫、1972年、86頁から引用。

27) Raymond Murphy, *Social closure: the theory of monopolization and exclusion*, Oxford University Press, 1988, pp. 135-136. (辰巳伸知訳『社会的閉鎖の理論：独占と排除の動態的構造』新曜社、1994年、178-179頁) を利用している。

28) Murphyは「社会的閉鎖 (social closure)」を中心概念として社会一般理論を展開しようとしている。したがって、あくまで一般理論としての権力概念を考察しており、そのまま何の媒介もなしに「企業における支配権力」に適用することができないことは言うまでもない。構造的支配—権力

こうして、「タイプ化された権力」概念までたどり着くことではじめて、既存パラダイムの有効点を取り込みつつ、限界点を乗り越えるパラダイムを提示することができる。

(4) 構造的支配—権力パラダイムにおける「所有と支配」

以上までの議論を前提に、構造的支配—権力パラダイムにおける「所有と支配」を提示しておく。

具体的にパラダイムをまとめる前に、ここで、前稿で提示したCRのTMSAモデルにおける「力の形態変化」をおさらいしておくといふようになる。すなわち、先行する社会構造が内在化させている「潜在的な力 (possessed power)」が、人間主体の具体的「選択・意思決定」という潜在的な力 (possessed power) を通じて重なり合い、「作用する力 (exercised power)」へ形態変化する。そして、その他の「社会構造と人間主体」による「作用する力 (exercised power)」との重層的な絡み合いを通じて、さらに、「現実化した力 (actualized powers)」へと形態変化し、ある社会的事象を生み出す。今度はこの「現実化した力」が、時間的に次期の「社会構造と人間主体」の「潜在的な力」に作用し、次の循環が起きるのであった²⁹⁾。

このような「力の形態変化」過程は、企業における経営過程の形態形成過程に当てはまる。企業に関して考えると、人間主体が自らの「潜在的な力」を発揮するための必要条件となる「先行する社会構造」のすべてに商品関係が浸透している。このことは、端的に言えば、全生産活動のあらゆる局面が商品化しているということになり、「商品関係の全面化」は各経営過程の背後で作動する市場において、基本的には

競争関係が支配的な条件になっているということをも意味する。商品関係の全面化は競争関係の全面化を生み出し、各市場における活動主体（この場合は、企業）に「資本蓄積」を必要条件にさせることになる。こうして、ある競争構造が持つ「潜在的な力」が、必要条件としての資本蓄積を前提としつつ当該企業の人間主体の選択力・意思決定力という「潜在的な力」と結合し、「作用する力」へ形態変形（「経営過程」）する。そして、他の「作用する力」との重層的な絡み合いを経て（「組織現象」）、さらに「現実化した力」に形態変形する（「タイプ化された権力の絡み合い」）。これがある特定時点における「事象としての経営活動」なのである。この「現実化した力」が、次期の「社会構造」と「人間主体」の「潜在的な力」に作用し、新たな時期の循環が生まれるわけである。

まとめると、まず、「構造的支配」概念を考えることで「実在的領域」が設定され、人間主体に「依存」しつつ「必要条件」として作用することが解明される。そして次に、「構造的支配」を前提としつつ、人間主体の「潜在的な力」は作用するのであり、その具体的な作用メカニズムは、既存パラダイムとは違う「所有（行為）」「意思決定」「タイプ化された権力」概念を利用することで解明されるのである。

おわりに

構造的支配—権力パラダイムにおける「構造的支配」はCRのTMSAモデルの「社会構造」の総体に相当し、「所有（行為）」「意思決定」「タイプ化された権力」は「人間主体」に相当する。構造的支配—権力パラダイムは、TMSAモデルにおける要である「時間性」と「INUS条件」も満たしている。前稿で提示したCRのTMSAモデルにおける「力の形態変化」は、企業においては、「構造的支配」の因果的作用が、「所有行為」「意思決定」「タイプ化された権力」として人間主体が持つ因果的作用と絡み合いながら、権力の重層的決定関係として表出するわけである。既存パラダイムにお

、力概念の場合、「構造的支配」概念が加味されているおり、Murphyとは違う意味で「権力」概念を使用している。

29) 拙稿「構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場(1)」龍谷大学経営学論集第44巻第3号、2004年の第2図を参照してほしい。

ける「所有権という事象」や「戦略的地位という事象」は、人間主体が持つ因果的作用に関する分析なのであり、それぞれパラダイムの良質な部分は「所有行為」「意思決定」概念として構造的支配—権力パラダイムに取り込まれているし、両パラダイムに共通する限界点は「構造的支配」概念の設定と、それを加味した「タイプ化された権力」概念の導入で乗り越えられている。

前稿の「はじめに」で触れたように、前稿と本稿で行ったような方法論的立場に関する分析は、それ自体として何か実質的な研究においてある特定の結論を導き出すために行われるものではない。CRが発生した背景を考慮してもそのことが言える。すなわち、既存経済学の、あまりに演繹主義的な方法論への偏りとそれだけが科学性を担保するものであるという「偏愛」が、それとは方法論的立場が違う（存在論的前提が違う）異端的経済学を生み出している。CRはそれら異端的理論を基礎付ける（underlabouring）ものであると言えるだろう³⁰⁾。

このようなことは経営学でも言える。前稿と本稿においては、企業支配論というある特定の

（substantive）研究領域を扱ったわけだが、企業支配論という研究領域の性格上、企業という存在をどのように原理的に把握するのかという課題と密接に関係していた。例えば、本稿で扱ったような経営過程の形態形成過程を考えれば、そのことが明確にわかるだろう。

「事象としての経営活動」は、世界大で広がる多くの「市場構造」と「人間主体」との諸力の合成的結果なのであって、「経営組織」や「経営管理」とは、上記の「力の形態変形過程」の一契機と捉えられる。CRの立場でいう「社会構造」とその因果的作用に関する観点がなければ、「組織」「管理」現象を人間主体の「潜在的な力」にのみに還元してしまう³¹⁾。単に方法論だけを議論すると、人間主体に還元することによる実質的な研究内容への影響を明示しにくい、実質的な研究を行うとそれが露呈する。そういう意味で、CRの立場を利用した経営学研究は、「構造」にも「主体」にも還元せず、そして、折衷でもない、「力の形態変形過程」として、統合した理論を構築できる可能性を秘めていると言えるだろう。

（受理 2004年12月17日）

30) 詳しくは、Paul Lewis(ed), *Transforming Economics*, Routledge, 2004における一連の異端派（heterodox）論文とCRとの関係を参照せよ。

31) 現代組織論はオープンシステムを前提にし、組織が「先行するコンティンジェントな環境」へ適応し、新たに「環境創造」する側面を取り込んでいる。しかし、企業組織を考えた時、「先行するコンティンジェントな環境」とは「ある特定の商品関係を内在させた市場・競争・独占構造」なのであり、そういう「環境の質」を問題にしない限り、主意主義的傾向を色濃く残したものにならないだろう。